（令第十条の二ただし書の適用）

第五十五条の十五　経済産業大臣は、特定認定高度保安実施者が第五十五条の三第三項又は第四項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該特定認定高度保安実施者について、令第十条の二ただし書の規定を適用しないこととすることができる。この場合において、経済産業大臣は、当該特定認定高度保安実施者に対し、様式第四十の九の通知書によりその旨を通知するものとする。　［新設］

（調査の要請）

第六十五条の二　法第六十条の二の経済産業省令で定める者は、第一種製造者とする。　［新設］

2　第一種製造者は、独立行政法人情報処理推進機構が行う調査に協力するよう努めるものとする。

別表第五（第五十五条の三第一項関係）　［新設］

項目	認定の基準
1　本社の関与及び法令遵守の体制の確保	一　保安に係る基本姿勢
	一　法人の代表者によつて、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。
	二　法令遵守の体制
	一　本社又は事業所において、保安に関する法令（法、令及びこの規則をいう。）の遵守のための体制が整備されており、かつ、適切に維持されていること。
	二　本社又は事業所における法令違反等に関する報告の受付等の業務を行う組織が、独立して設置されており、かつ、適切に運営されていること。
	三　事業所が法令に違反する行為があつたことを知つた場合に、本社及び行政庁へ速やかに通報するための手順が明確に定められ、かつ、文書化されていること。
	二　法人の代表者が、本社及び事業所をこの表に定める基準に適合させる責任を有することが明確に定められ、かつ、文書化されていること。
	三　保安管理を担当する役員（取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が選任されていること。
	四　監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては監査委員）の監査が実効的に行われることを確保するための体制が整備されていること。
2　保安に関するリスク管理の体制	